

市内商店街代表者様

仙台市経済局地域産業支援課長

「まん延防止等重点措置」適用下での商店街応援割増商品券事業の実施について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、本市の経済行政につきまして、日頃
からご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

現在、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対し営業時間短縮の協力要請がなされてお
りますが、昨日、仙台市を中心とする県内の急速な感染拡大を受けて、特措法に基づく「まん延防
止等重点措置」の適用が宮城県においても決定されました。

各商店街におかれましては、8月21日以降、割増商品券を販売し、市民の方々に利用していただ
くに際して、感染防止対策により一層気を付けていただくとともに、同措置の要請内容に沿った形
で実施していただくようお願いいたします。

なお、同措置の適用に伴い、取扱店の営業時間等に変更が生じる場合などにつきましては、購入
希望者に対する周知徹底をいただきますようお願いいたします。

記

**新型コロナウイルス感染症
まん延防止等
重点措置**

期間：令和3年8月20日～9月12日

混雑した場所への外出半減・不要不急の外出自粛

全飲食店の時短要請（20時まで）・酒類提供の終日停止

大型商業施設・遊興施設などの時短要請（20時まで）

イベント開催の時短要請（21時まで）

ワクチン接種有無に関わらず、感染防止対策の徹底

詳しくは、下記仙台市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/kanri/sekatsu/kinkyujitai0812manbo_u0820.html

担当：仙台市経済局地域産業支援課商業振興係

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 9 階

TEL 022-214-1001, 1004